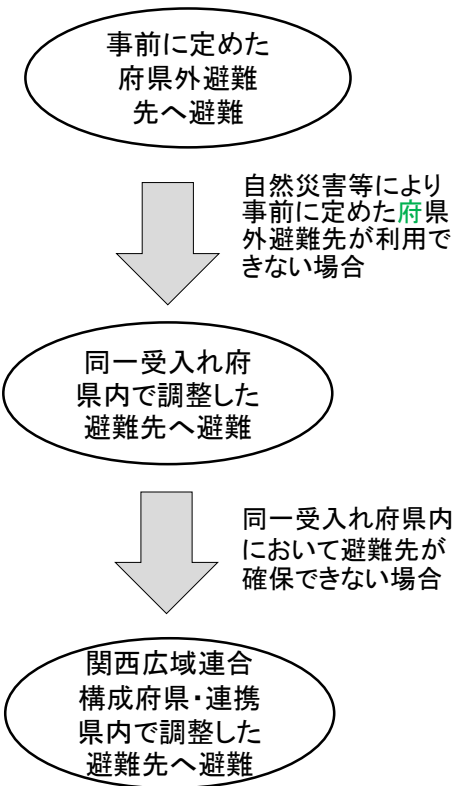


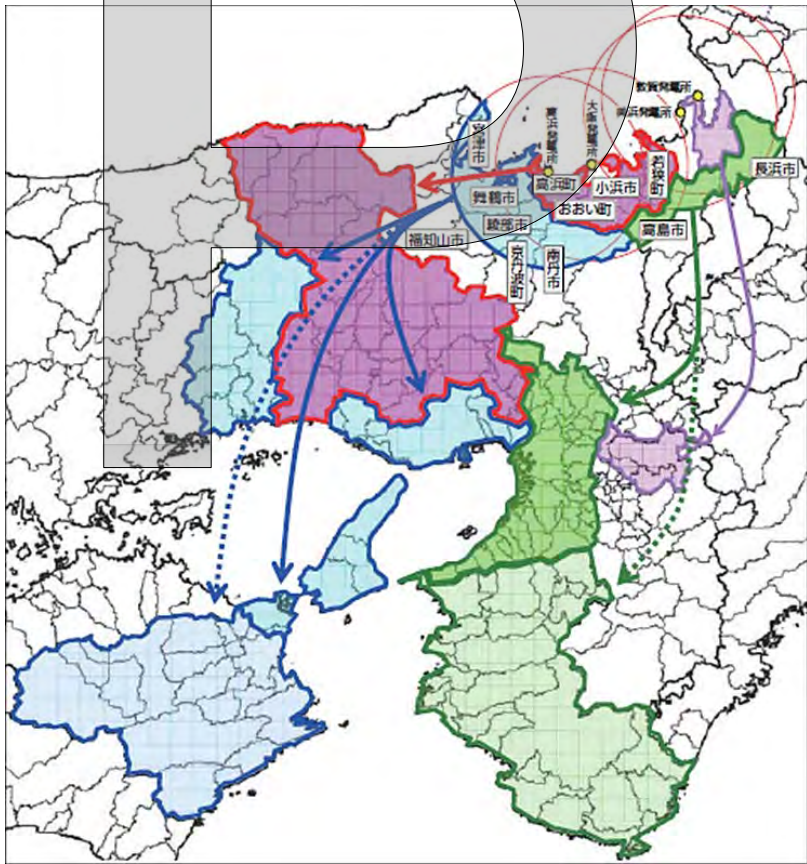
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、必要な受入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合 の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

半島地域が孤立した場合の対応(大島半島、内外海半島)

- PAZに該当する大島半島(おおい町)、内外海半島(小浜市)については、**自然災害**等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

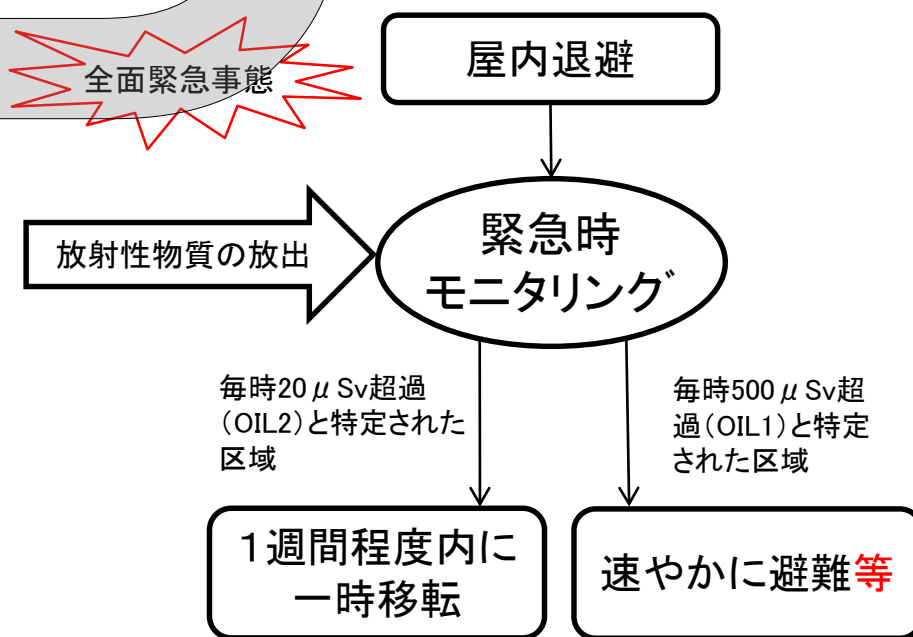
1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民（避難行動要支援者を含む。）の屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が**基準値を超える**区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置としてUPZ内住民は、屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が**基準値を超える**区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う。また、OIL2に該当する毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。
- これらの防護措置(一時移転等※1)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。